

1 月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 1 号

美祢市学校給食共同調理場の廃止について

下記のとおり美祢市学校給食共同調理場を廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

区 分	名 称	位 置	設置及び廃止年月日
廃 止	秋吉学校給食共同調理場	美祢市秋芳町秋吉 2388 番地	令和 7 年 8 月 24 日

議案第 2 号

美祢市体育施設の廃止について

下記のとおり美祢市体育施設を廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

区 分	名 称	位 置	廃止年月日
廃 止	本郷体育館	美祢市秋芳町岩永本郷 904 番地 1	令和 7 年 3 月 31 日

議案第 3 号

美祢市教育支援室設置要綱の一部改正について

美祢市教育支援室設置要綱（平成 29 年美祢市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教育支援室設置要綱の一部を改正する告示

美祢市教育支援室設置要綱（平成 29 年美祢市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美祢市教育支援センター設置要綱

第 1 条中「教育支援室」を「教育支援センター」に、「支援室」を「支援センター」に改める。

第 2 条中「支援室」を「支援センター」に改め、同条第 2 号中「美祢市東厚保町川東 2596 番地 1（旧美祢市立川東小学校内）」を「美祢市大嶺町東分 281 番地 1（美祢市立美祢図書館内）」に改める。

第 3 条中「支援室」を「支援センター」に改める。

第 4 条中「支援室」を「支援センター」に改め、「午後 0 時 30」の次に「分」を加える。

第 5 条中「支援室」を「支援センター」に、「通室」を「通所」に、「通室者」を「通所者」に改める。

第 6 条中「支援室」を「支援センター」に改め、同条第 1 号から第 3 号までの規定中「通室者」を「通所者」に改め、同条第 4 号中「の」を「支援及び」に改め、「学校」の次に「等」を加え、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 保護者に対し教育相談を行い、家庭内における児童・生徒の自立支援に関すること。

第 8 条の見出し中「通室」を「通所」に、「退室」を「退所」に改め、同条第 1 項中「不登校児童・生徒不登校児童・生徒」を「不登校児童・生徒」に、「支援室」を「支援センター」に、「通室」を「通所」に、「心の広場通室願」を「心の広場通所願」に、「通室願」を「通所願」に改め、同条第 2 項中「心の広場通室申出書」を「心の広場通所申出書」に、「心の広場通室対象者個人票」を「心の広場通所対象者個人票」に、「通室願」を「通所願」に改め、同条第 3 項中「通室」を「通所」に、「心の広場通室承諾書」を「心の広場通所承諾書」に改め、同条第 4 項中「通室者」を「通所者」に、「支援室」を「支援センター」に、「退室」を「退所」に、「心の広場退室通知書」を「心の広場退所通知書」に改める。

第9条の見出し中「通室」を「通所」に改め、同条中「通室」を「通所」に改める。

第10条の見出し中「通室」を「通所」に改め、同条中「支援室」を「支援センター」に、「通室」を「通所」に、「通室者」を「通所者」に改める。

第11条中「支援室」を「支援センター」に改める。

別記様式第1号中「心の広場通室願」を「心の広場通所願」に、「通室」を「通所」に改める。

別記様式第2号中「心の広場通室申出書」を「心の広場通所申出書」に、「心の広場通室願」を「心の広場通所願」に改める。

別記様式第3号中「心の広場通室対象者個人票」を「心の広場通所対象者個人票」に改める。

別記様式第4号中「心の広場通室承諾書」を「心の広場通所承諾書」に改める。

別記様式第5号中「心の広場退室通知書」を「心の広場退所通知書」に、「退室」を「退所」に、「退室日」を「退所日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。